# 調布市

# ブロック操等撤去等工事費助成金のご案内

### 制度の概要

頻発する地震災害に備え、災害に強いまちづくりに向け、ブロック塀等の倒壊に伴う事故を未然に防止するため、撤去等工事にかかる費用の一部を助成します。

## 1 助成の対象・額など

- (1)助成対象の塀
  - ・道路等(※)に面する高さ1.2mを超える部分があるブロック塀,石積塀,万年 塀等の撤去、建て替え

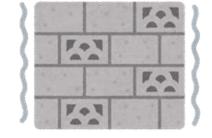
※道路等:市・都・国道,通行がある水路敷など

#### (2) 助成額

- ア 撤去工事費の 1/2 又は 1万円×撤去延長(m)のいずれか低い額
- イ 撤去後の新設工事費の 1/2 又は 1万円×新設延長(m)のいずれか低い額
- ウ 上記イにおいて木塀(※9割以上国内産の木材を使用)を設置した場合は、助成 金を追加加算

※上記いずれも上限10万円

- (3) 助成金を受けられる者。
  - 市内のブロック塀等の所有者
- (4) 助成対象外
  - ・国、地方公共団体、独立行政法人などの公的な団体
  - ・不動産事業者、開発事業者の業に該当するもの
  - 他の補助を受けるもの、本助成を既に受けたもの
  - ・既に塀の撤去等工事を完了または開始したもの



# 2 助成金交付申請

(1) 事前相談

「事前相談票」に必要な事項を記入のうえ、必要書類を住宅課に提出してください。

- (1) 調布市ブロック塀等撤去等工事費助成金交付要綱事前相談票(第1号様式)
- (2) 案内図,所在図
- (3) ブロック塀等の写真
- (4) ブロック塀の点検のチェックポイント

#### (2)注意事項

- 申請は令和7年12月最終開庁日までに行ってください(郵便の場合は必着)。
- ・撤去等工事は、令和8年2月末までに完了してください。
- 助成金を撤去等工事事業者に支払うことはできません。

#### (3) 交付申請の手続き

交付申請に必要な書類を市の窓口に提出してください。

(注)工事契約前に交付申請が必要です。工事契約後の申請は受付できません。

#### (申請に必要な書類等)

- (1) 調布市ブロック塀等撤去等工事費助成金交付申請書(第2号様式)
- (2) 案内図,配置図
- (3) 撤去するブロック塀等の写真
- (4) 新設する安全な塀等の立面図、断面図
- (5) 木塀に関する資料(塀の基礎、支柱及び空隙を除いた部分の9割以上が国内産))
- (6) 撤去又は建替に要する経費の見積額の確認ができる書類
- (7) 撤去又は新設するブロック塀等の所有者の確認ができる書類
  - 例) 土地又は建物に係る次のいずれかのもの
    - 固定資産税の課税明細書(毎年4月頃に発送)の写し
    - 登記事項証明書の写し
- 売買契約書の写し
- 固定資産税の名寄帳(資産税課で発行)の写し
- (8) 同意書(所有者が複数の場合又は申請者土地所有者が別の場合)
- (9) 市税の納税事実又は非課税である事実を確認できる書類
  - 例:①「現に市税を滞納していない者であることの証明書」(納税課で発行)
    - ※共有者がいる場合、共有者全員分の証明書が必要です。
    - ※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要しますので、当日 発行が難しい場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください。
    - ②「非課税証明書」(市民税課で発行)

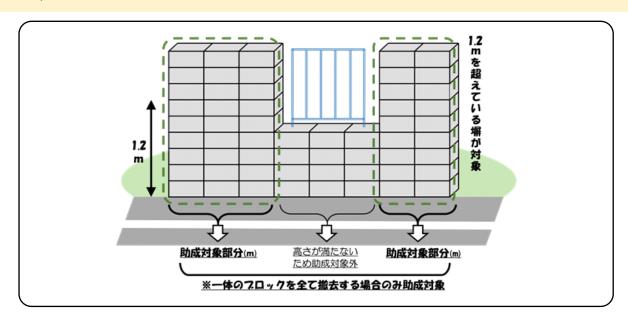
#### (4) 実績報告の手続き

工事完了後(最終期限3月10日)、速やかに以下の書類を提出してください。

- (1) 調布市ブロック塀等撤去等工事費助成金実績報告書(第6号様式)
- (2) ブロック塀等を撤去した後の写真
- (3) 安全な塀等を建替した後の写真
- (4) 契約書の写し
- (5) 撤去等経費の実支出額の確認ができる書類等(例:領収書の写し)
- (5) 助成金の支払いについて

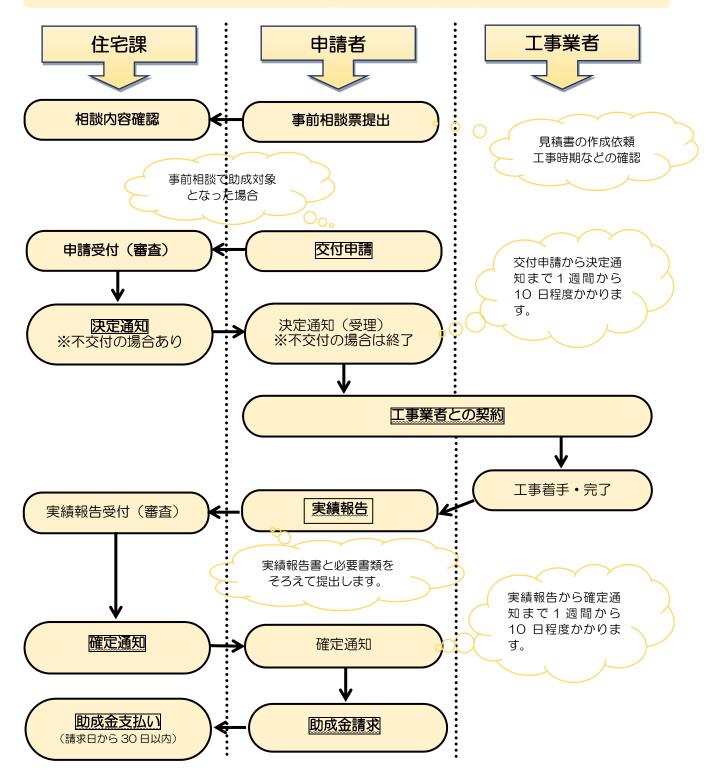
報告内容等を審査のうえ,助成金額を確定し,市から確定通知書と請求書を送付します。 請求書を提出いただいた後、原則 30 日以内に、助成金の支払い(振込み)をします。

## 3 イメージ



### 4 手続の流れ

### プロック塀等撤去等工事費助成金交付制度の流れ



#### ★財産処分の制限について

助成を受けて効用を増した財産を、助成事業完了後 10 年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。

#### 都市整備部 住宅課 住宅支援係(調布市役所7階)

メール: jyutaku@city.chofu.lg.jp

電 話: 042-481-7545 Fax: 042-481-6800

受付時間: 平日8:30~17:00(12:00~13:00を除く)